



- [建築士の処分\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定\(出納総務課\)](#)
- [一般国道254号の区域の変更\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま東村山線\(志木市中宗岡四丁目\)の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道川越日高線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷寄居線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷館林線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道草加八潮三郷線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道姫宮停車場線の供用開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成24年度12月・1月分\)の共同購入に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)
- [平成24年度埼玉県労働委員会あっせん員候補者の氏名等の公示\(審査調整課\)](#)

## 正誤

- [埼玉県労働委員会告示第1号中訂正\(審査調整課\)](#)
- [埼玉県労働委員会告示第2号中訂正\(審査調整課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第五百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十一月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人こだわりリスト
- 三 代表者の氏名  
名越 毅
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市大字安行藤八二百八十番地の一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、多種多様なこだわりを持つ人々の集いの場とし、情報交換及び広報活動により相互振興の推進・活性化・保全・支援・保護等の各種活動により、絆を深め、元気で明るく活力のある環境（空間）を創造し、社会の一躍を担うことを目的とする。  
更に地域の各種事業者や教育機関・福祉施設をはじめとする社会福祉団体等と共にこだわり社会の必要性を共有し、暮らしやすい社会の具現化に貢献する。

## 告 示

### 埼玉県告示第千五百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十一月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人 彩の国自然学校C・S
- 三 代表者の氏名  
羽石 貴裕
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県富士見市渡戸一丁目十五番二十号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、埼玉県を中心とした子どもたちとその子どもたちを取り巻く家族や地域に対し体験活動や参画支援を提供し、あらゆる世代や多文化の交流によって人のつながりを広げ、社会性・協調性・創造性を育むことで、子どもと大人が共に育ち合う環境づくりと地域で支え合う社会教育力の向上に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第五百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十一月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人埼玉ささえ
- 三 代表者の氏名  
林 三雄
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県蓮田市高虫千七百十三番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、生活困窮者や障がい者、高齢者等の社会的弱者を含むすべての市民に対して、地域で安心して暮らしていくための様々な支援活動を行い、その拠点となる施設の管理運営を行い、まちづくりの推進を図り、広く社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第五百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十一月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人寄居町農業活性化協議会
- 三 代表者の氏名  
新井 守
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県大里郡寄居町大字折原千八百十番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、町の多様な人材をマンパワーとして集約し、農商工連携による農業の六次産業化を推進するとともに、地域の活性化のため、農業支援や観光振興などの社会貢献活動を地域の諸団体と連携して取り組み、町の農業特性を活かした農業振興並びにまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第五百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
あしたか ケアステーション	所 沢 市 山 口 1 4 2 2 - 2	合 同 会 社 あ した か	福 祉 用 具 貸 与	平 成 24 年 11 月 1 日
			特 定 福 祉 用 具 販 売	
			特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	
			介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	
生協ふじみ野ケアセンター	ふ じ み 野 市 上 福 岡 3 - 3 - 7	医 療 生 協 さ い た ま 生 活 協 同 組 合	介 護 予 防 訪 問 看 護	平 成 24 年 4 月 1 日
青 空 ケ ア セ ン タ ー	狭 山 市 広 瀬 1 - 1 2 - 2 0 富 士 見 ハ イ ツ 1 0 1	株 式 会 社 青 空	訪 問 介 護	平 成 24 年 10 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
ケアステーションゆずり葉	草 加 市 苗 塚 町 3 9 4 - 1	株 式 会 社 タ ニ ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	訪 問 介 護	平 成 24 年 11 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
い き い き 笹 目 店	戸 田 市 笹 目 1 - 1 4 - 2 1 朋 信 荘 1 階	株 式 会 社 い き い き	通 所 介 護	平 成 24 年 11 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
デイサービス一期の家 熊谷曙町	熊 谷 市 曙 町 3 - 5 3 - 2	ケ ア ・ ト ラ ス ト 株 式 会 社	通 所 介 護	平 成 24 年 11 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
訪問介護ホームヘルプ一期の家	熊 谷 市 曙 町 3 - 5 3 - 2	ケ ア ・ ト ラ ス ト 株 式 会 社	訪 問 介 護	平 成 24 年 11 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
ニチイケアセンター志木中宗岡	志 木 市 中 宗 岡 2 - 2 0 - 2	株 式 会 社 ニ チ イ 学 館	小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	平 成 24 年 10 月 1 日
			介 護 予 防 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	
ふ じ み 野 ケ ア セ ン タ ー	ふ じ み 野 市 上 福 岡 3 - 3 - 7	医 療 生 協 さ い た ま 生 活 協 同 組 合	小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	平 成 24 年 10 月 1 日



			介護予防小規模多機能型居宅介護	
居宅介護支援事業所あいほっと。	所沢市中新井 1 - 8 6 4 - 1	株式会社大栄折込広告	居宅介護支援	平成 24 年 11 月 1 日
せんげん台木村歯科医院	越谷市千間台東 2 - 1 4 - 1 7	医療法人社団悠天会	居宅療養管理指導	平成 24 年 10 月 17 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ライフリハ越谷蒲生	越谷市蒲生寿町 1 7 - 4 惣マンション 1 階	株式会社エンノシタ	通所介護	平成 24 年 11 月 1 日
			介護予防通所介護	
家族の家ひまわり北春日部	春日部市梅田本町 2 - 2 9 - 5	株式会社三英堂商事	特定施設入居者生活介護	平成 24 年 11 月 1 日
			介護予防特定施設入居者生活介護	
つるせ薬局	富士見市鶴瀬東 1 - 9 - 3 1	田中紀子	居宅療養管理指導	平成 24 年 10 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ふじみ野アイル歯科クリニック	富士見市ふじみ野東 1 - 1 - 1 ふじみ野ナーレ 4 F	浅野悦子	居宅療養管理指導	平成 24 年 9 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
デイサービス愛	東松山市石橋 7 2 8 - 1 0	合同会社愛	通所介護	平成 24 年 10 月 1 日
			介護予防通所介護	
デイサービスなの花苑	比企郡吉見町飯島新田 7 8 0	株式会社なの花苑	通所介護	平成 24 年 11 月 1 日
			介護予防通所介護	
久喜はるかぜ	久喜市東 2 - 3 5 - 5 M & M ビル 2 F	株式会社サンセット・シニアーズ	小規模多機能型居宅介護	平成 24 年 4 月 1 日
久喜東クリニック	久喜市東 2 - 3 5 - 5 M & M ビル 1 F	長手基義	訪問看護	平成 23 年 9 月 1 日
			居宅療養管理指導	

			介護予防訪問看護	
			介護予防居宅療養管理指導	
ケアサポートひばりの里	加須市久下 1 6 2 5 - 1	特定非営利活動法人ひばりの里ネットワーク	居宅介護支援	平成 24 年 11 月 1 日
慈しみの幸望庵	鴻巣市三ツ木 3 4 1 - 1	株式会社サンハート	通所介護	平成 24 年 11 月 1 日
			介護予防通所介護	
まごころ薬局入曽西口店	狭山市水野 5 4 9 - 3	株式会社昭和薬品	居宅療養管理指導	平成 24 年 11 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ケアステーションあさひ羽生	羽生市東 2 - 6 - 4	株式会社ヴァティー	通所介護	平成 24 年 11 月 1 日
			介護予防通所介護	
福祉用具レンタル事業所 デイサービス本舗 福久助	新座市東 3 - 1 2 - 4 0	株式会社ユニバース	福祉用具貸与	平成 24 年 10 月 1 日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	
デイルームはばたき	久喜市北青柳 9 7 5 - 1	藤田 忠昭	通所介護	平成 24 年 10 月 1 日
			介護予防通所介護	
ヘルパーセンターあおば	秩父市小柱 1 9 6	有限会社あおばホーム	訪問介護	平成 24 年 10 月 1 日
			介護予防訪問介護	
ニチイケアセンター川口中青木	川口市中青木 2 - 9 - 3 2	株式会社ニチイ学館	訪問介護	平成 24 年 10 月 1 日
			居宅介護支援	

			介護予防訪問介護	
ケアプランセンター扇の森 あげお	上尾市二ツ宮 7 5 5 - 1 9	社会福祉法人永寿荘	居宅介護支援	平成 24 年 7 月 1 日
株式会社 M ケアテック	川口市芝 1 - 4 4 - 1 3	株式会社 M ケアテック	福祉用具貸与	平成 24 年 10 月 1 日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	
デイサービスセンターみやび安行	川口市安行吉蔵 2 7 1 - 1	有限会社クレイズ	通所介護	平成 24 年 10 月 1 日
			介護予防通所介護	
デイサービスセンターしあわせ峯	川口市峯 1 3 7 1 - 1	有限会社クレイズ	通所介護	平成 24 年 10 月 1 日
			介護予防通所介護	
ヘルパーステーション ヘリオス・East	川口市石神 1 7 0 8	株式会社ヘリオス・East	訪問介護	平成 24 年 10 月 1 日
			介護予防訪問介護	
デイサービスさくら	川口市前上町 1 4 - 1 ユメッツ前上 1 F	株式会社グランメル	通所介護	平成 24 年 11 月 1 日
			介護予防通所介護	
ライフデザインきらり	川口市西青木 4 - 1 - 3	きらり株式会社	訪問介護	平成 24 年 11 月 1 日
			福祉用具貸与	
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
			通所介護	

			居宅介護支援	
			介護予防訪問介護	
			介護予防福祉用具貸与	
			介護予防通所介護	
アマカ川口介護センター	川口市幸町1-1-17 フクロクハイマンション1号館206号室	株式会社HCM	訪問介護	平成24年11月1日
			介護予防訪問介護	
医療法人社団光恵会 芝西訪問看護ステーション	川口市芝西2-31-6 amour 101	医療法人社団光恵会	訪問看護	平成24年11月1日
			介護予防訪問看護	
メローライフ薬局 戸田駅前店	戸田市新曽813	株式会社メローライフジャパン	居宅療養管理指導	平成24年11月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
シティ・オブ・ホープホームヘルパーステーション	羽生市上新郷5555-1	社会福祉法人宏和会	訪問介護	平成24年11月1日
			介護予防訪問介護	
グループホーム茅の里	秩父郡小鹿野町長留901-1	株式会社秩父リゾート開発	認知症対応型共同生活介護	平成24年11月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	
ヘルパーステーションSOLA	朝霞市泉水2-3-5-101	合同会社想楽	訪問介護	平成24年3月1日
			介護予防訪問介護	
フィットネスデイ アサヒトラスト	三郷市栄3-175-8	アサヒ産業株式会社	介護予防通所介護	平成24年10月1日
GENKI NEXT 狭山富士見	狭山市富士見2-4-8	株式会社介護NEXT	通所介護	平成24年3月1日
			介護予防通所介護	

ケアハウス 賀美邑	児玉郡上里町勅使河原 1 5 8 4	社会福祉法人豊井会	特定施設入居者生活介護	平成 24 年 10 月 1 日
			介護予防特定施設入居者生活介護	
医療法人社団ききょう会伊奈クリニック	北足立郡伊奈町小室 3 7 5 - 2 - 3 0 1	医療法人社団ききょう会	居宅療養管理指導	平成 24 年 10 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
明倫堂薬局	坂戸市四日市場 4 7 7 - 1	イントロン株式会社	居宅療養管理指導	平成 24 年 10 月 22 日
			介護予防居宅療養管理指導	
あさひ訪問介護事業所	上尾市向山 5 8 6 - 4	埼玉通地所株式会社	訪問介護	平成 24 年 10 月 10 日
			介護予防訪問介護	
ヴェルペンケアサポート	飯能市南町 3 - 3	株式会社ヴェルペンファルマ	福祉用具貸与	平成 24 年 11 月 1 日
			介護予防福祉用具貸与	
さくら薬局 蓮田駅前店	蓮田市東 5 - 3 9 5 0	河北調剤株式会社	居宅療養管理指導	平成 24 年 11 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
杉戸町良宝園地域包括支援センター	北葛飾郡杉戸町才羽 2 1 0 8 - 1	社会福祉法人椿寿会	介護予防支援	平成 24 年 11 月 1 日

## 告 示

埼玉県告示第五百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後	機関種別名
まい薬局富士見店	所在地	富士見市鶴瀬東2-1-21	富士見市鶴間1931-3	介護予防居宅療養管理指導
				居宅療養管理指導
	名称	株式会社舞薬局鶴瀬店	まい薬局富士見店	介護予防居宅療養管理指導
				居宅療養管理指導
ニチイケアセンター狭山ヶ丘	所在地	所沢市狭山ヶ丘1-2980-47佐野ビル1F	所沢市狭山ヶ丘1-2980-47リアル101	特定介護予防福祉用具販売
				介護予防福祉用具貸与
				介護予防訪問介護
				訪問介護
				居宅介護支援
				特定福祉用具販売
				福祉用具貸与
デイサービス・たけ里	所在地	春日部市武里中野177-7	春日部市中央3-11-7	通所介護
				介護予防通所介護
	名称	茶話本舗デイサービスたけさと	デイサービス・たけ里	介護予防通所介護
				通所介護
在宅ケアサービス ソラスト川口	名称	在宅ケアセンターきらめいと川口	在宅ケアサービスソラスト川口	介護予防通所介護
				通所介護
				訪問介護

				介 護 予 防 訪 問 介 護
デイサービスセンターふくしのまち熊谷平戸	名 称	デイサービスセンターふくしのまちサポートサン	デイサービスセンターふくしのまち熊谷平戸	介 護 予 防 通 所 介 護
				通 所 介 護



## 告 示

埼玉県告示第五百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
ふじみ野アイル歯科クリニック	富士見市ふじみ野東1-1-1 ふじみ野ナーレ4F	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成24年8月31日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
K 歯 科 ク リ ニ ッ ク	深 谷 市 国 濟 寺 5 2 2 - 7	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成24年10月15日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
つ る せ 薬 局	富 士 見 市 鶴 瀬 東 1 - 9 - 3 1	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成24年9月30日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
ライフデザイン きらり	川 口 市 西 青 木 4 - 1 - 3	訪 問 介 護	平成24年10月31日
		通 所 介 護	
		居 宅 介 護 支 援	
		介 護 予 防 訪 問 介 護	
		介 護 予 防 通 所 介 護	
ライフデザインきらり 福祉用具	川 口 市 西 青 木 4 - 1 - 3	福 祉 用 具 貸 与	平成24年10月31日
		特 定 福 祉 用 具 販 売	
		特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	
		介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	
デイサービスセンターみやび安行	川 口 市 安 行 吉 蔵 2 7 1 - 1	通 所 介 護	平成24年9月30日
		介 護 予 防 通 所 介 護	
デイサービスセンターしあわせ峯	川 口 市 峯 1 3 7 1 - 1	通 所 介 護	平成24年9月30日

		介 護 予 防 通 所 介 護	
デイサービスセンターみやび春日部	春 日 部 市 豊 町 1 - 2 - 4 0	通 所 介 護	平成 24 年 9 月 30 日
		介 護 予 防 通 所 介 護	
介 護 サ ポ ー ト か え る	日 高 市 鹿 山 4 9 9 - 1	訪 問 介 護	平成 24 年 1 月 31 日
		介 護 予 防 訪 問 介 護	

## 告 示

埼玉県告示第五百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施設を担当する施設者として、次の者を指定した。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
田 嶋 医 院	田 嶋 宏 之	鴻 巣 市 鎌 塚 3 - 9 - 5	平成 24 年 10 月 1 日
松原パートナーズ心臓・血管クリニック	医 療 法 人 心 臓 血 管 パ ー ト ナ ー ズ	草 加 市 栄 町 2 - 1 1 - 9 松原ツインタワービルA棟4階	平成 24 年 10 月 5 日
川 越 西 口 眼 科	早 瀬 一 眞	川 越 市 脇 田 本 町 1 - 7 川 越 西 口 ビ ル 5 階	平成 24 年 10 月 1 日
大 島 内 科 ク リ ニ ッ ク	大 島 祥 男	戸 田 市 上 戸 田 2 - 1 - 1 5	平成 24 年 11 月 1 日
い い づ か ク リ ニ ッ ク	飯 塚 勇	深 谷 市 上 柴 町 西 2 - 1 4 - 1 4	平成 24 年 11 月 1 日
青毛整形外科クリニック	菊 池 仁 志	久 喜 市 青 毛 中 村 1 1 1 2	平成 24 年 11 月 1 日
小 手 指 タ ワ ー ク リ ニ ッ ク	五 條 淳	所 沢 市 小 手 指 町 1 - 6 小 手 指 タ ワ ー ズ デ ィ ア ス カ イ タ ワ ー 1 階 1 0 2	平成 24 年 11 月 1 日
み ど り 内 科 医 院	佐 藤 順	春 日 部 市 緑 町 4 - 1 3 - 2 5	平成 24 年 11 月 1 日
星 谷 歯 科 ク リ ニ ッ ク	星 谷 毅	吉 川 市 保 1 - 1 2 - 1 9	平成 24 年 9 月 1 日
まつおか矯正歯科クリニック	医 療 法 人 晋 風 会	所 沢 市 東 町 1 1 - 1 グ ラ シ ス タ ワ ー 所 沢 2 0 5	平成 24 年 10 月 1 日
医療法人社団新仁会 花輪歯科	医 療 法 人 社 団 新 仁 会	志 木 市 本 町 3 - 5 - 2 6	平成 24 年 10 月 1 日
ハートピア歯科・矯正歯科北本診療所	医 療 法 人 社 団 メ デ ィ デ ン タ ル	北 本 市 中 丸 8 - 1 1 7 - 1 カ イ ン ズ ホ ー ム 北 本 中 丸 店 内	平成 24 年 10 月 1 日
旗 井 は や せ 歯 科	早 瀬 拓	加 須 市 旗 井 1 9 8 - 3	平成 24 年 10 月 1 日
つ る せ 駅 前 歯 科	川 村 陽 介	富 士 見 市 鶴 瀬 東 1 - 1 1 - 1 6 兵 藤 ビ ル 2 階	平成 24 年 11 月 1 日
ふじみ野アイル歯科クリニック	浅 野 悦 子	富 士 見 市 ふ じ み 野 東 1 - 1 - 1 富 じ み 野 ナ ー レ 4 階	平成 24 年 9 月 1 日

医療法人社団悠天会 せんげん台木村歯科医院	医療法人社団悠天会	越谷市千間台東2-14-17	平成24年10月17日
上尾東口歯科クリニック	市野川 順一	上尾市宮本町4-2ペルーナ本社ビル1階	平成24年11月7日
ゆい歯科医院	油井 仁	春日部市米島1186-15	平成24年10月1日
医療法人社団榮内曾 わらび錦町歯科	医療法人社団榮内曾スマイルデンタルクリニック	蕨市錦町5-3-28-201	平成24年12月1日
ウエルシア薬局鶴ヶ島藤金店	ウエルシア関東株式会社	鶴ヶ島市藤金878-5	平成24年10月11日
つるせ薬局	田中 紀子	富士見市鶴瀬東1-9-31	平成24年10月1日
まい薬局富士見店	株式会社舞薬局	富士見市鶴馬1931-3	平成24年9月16日
日本調剤松原団地薬局	日本調剤株式会社	草加市栄町3-4-5	平成24年11月1日
かみとだ薬局	株式会社メディフォ	戸田市上戸田2-13-1	平成24年11月1日
ドラッグセイムス朝霞駅前薬局	株式会社富士薬品	朝霞市仲町2-1-6-102	平成24年11月1日
さくら町薬局	株式会社ユースケア	川口市桜町5-3-5	平成24年11月1日
メローライフ薬局戸田駅前店	株式会社メローライフジャパン	戸田市新曽813	平成24年11月1日
まごころ薬局入曽西口店	株式会社昭和薬品	狭山市水野549-3	平成24年11月1日
あおぞら薬局清水町店	有限会社ユニメディカル	坂戸市清水町46-40ライフマンション102	平成24年11月1日
カワチ薬局加須店	株式会社カワチ薬品	加須市下高柳1-3	平成24年10月1日
あすなる薬局南町店	株式会社エフアンドエフ	加須市南町5-18	平成24年11月1日
有限会社ユー・ワイ薬局	有限会社ユー・ワイ薬局	富士見市鶴瀬東1-8-8	平成24年10月1日

ゆみ薬局富士見店	有限会社ゆみ薬局	富士見市鶴馬 1 9 3 1 - 1	平成24年11月1日
みなみ薬局野火止店	有限会社メディスン健喜	新座市野火止 8 - 1 - 2 3	平成24年11月1日
イオン薬局大井店	イオンリテール株式会社	ふじみ野市ふじみ野 1 - 2 - 1	平成24年11月1日
パール薬局	株式会社トラストファマ	越谷市東越谷 6 - 6 2 - 2	平成24年10月3日
あげおシーエス薬局2号店	有限会社大和桜ヶ丘薬局	上尾市柏座 1 - 1 0 - 3	平成24年10月1日
パール薬局春日部店	株式会社パール・オネスト	春日部市緑町 4 - 1 3 - 2 2	平成24年11月1日
訪問看護ステーションくつろぎの家	株式会社シルバー自立支援センター	戸田市美女木 1 - 2 9 - 4 5	平成24年10月1日

## 二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
太田 裕司		緑町おおた整骨院	蓮田市緑町 1 - 1 2 - 1 サンライズ 1 階	平成24年4月17日
比嘉 学		たかさか中央接骨院	東松山市高坂 1 3 0 2 カームハウス松田 1 階	平成24年8月2日
中林 正行		中林整骨院	本庄市下野堂 3 - 2 5 - 7	平成24年9月1日
野中 康平		A r u l e 整骨院	西東京市ひばりが丘北 4 - 8 - 2 6	平成24年10月2日
三上 創		みかみ鍼灸・整骨院	秩父市荒川上田野 2 1 3 6	平成24年9月21日
日下部 早希		くさかべ接骨院	南埼玉郡宮代町川端 4 - 9 - 7	平成24年10月1日
橋本 二郎		マザーハート整骨・指圧院	富士見市下南畑 1 4 4 7 - 3	平成24年11月5日

橋本 和彦		上とだ整骨院	戸田市上戸田94-2	平成24年9月1日
塚本 千絵子		株式会社フレアス	さいたま市緑区芝原1-25-12セブンビル1階	平成24年9月14日
池田 登士秀		さわやか鍼灸マッサージ院	坂戸市伊豆の山町15-12	平成24年10月4日
真野 朝子		エールケア治療院	上尾市西宮下4-374-6	平成24年10月19日



## 告 示

埼玉県告示第六百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
蓮田本町歯科診療所	名 称	たんぼぼ歯科クリニック	蓮田本町歯科診療所
ハート訪問看護ステーション	所 在 地	入間市下藤沢446-1フェニックスK店舗1階	入間市小谷田1262-1富士会館1階

## 告 示

埼玉県告示第六百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ゆ い 歯 科 医 院	春日部市米島 1 1 8 6 - 3 2	平成 24 年 9 月 30 日
星 谷 歯 科 ク リ ニ ッ ク	吉川市保 1 - 3 - 4 キングプラザ吉川駅前 2 F	平成 24 年 8 月 31 日
さ い と - 薬 局	富士見市鶴馬 2 - 2 0 - 3	平成 24 年 10 月 31 日
薬 局 ト モ ズ 所 沢 中 新 井 店	所沢市中新井 1 - 8 1 2 - 1	平成 24 年 9 月 28 日
う め だ ク リ ニ ッ ク	児玉郡美里町広木 9 7 0	平成 24 年 10 月 31 日
戸 田 サ ク ラ 歯 科	戸田市上戸田 4 - 1 0 - 7 上戸田壺番館 1 0 2	平成 24 年 10 月 31 日
フ ァ ミ リ - 薬 局 小 川 店	比企郡小川町小川 1 5 2 0 - 4	平成 24 年 10 月 31 日
あ げ お シ - エ ス 薬 局 2 号 店	上尾市柏座 1 - 1 2 - 2	平成 24 年 9 月 30 日
ア ス テ ル 薬 局 所 沢 店	所沢市本郷 2 7 0 - 5	平成 24 年 10 月 31 日
か と う 泌 尿 器 科 ク リ ニ ッ ク	上尾市中分 1 - 2 7 - 9	平成 24 年 10 月 31 日
松原パートナーズ心臓・血管クリニック	草加市栄町 2 - 1 1 - 9 松原ツインタワービルA棟4階	平成 24 年 10 月 4 日
ふ じ み 野 ア イ ル 歯 科 ク リ ニ ッ ク	富士見市ふじみ野東 1 - 1 - 1 富士見野ナーレ 4 F	平成 24 年 8 月 31 日
K 歯 科 ク リ ニ ッ ク	深谷市国濟寺 5 2 2 - 7	平成 24 年 10 月 15 日
石 森 内 科 小 児 科	川口市本町 4 - 7 - 1 1	平成 25 年 1 月 1 日
田 嶋 医 院	鴻巣市鎌塚 3 - 9 - 5	平成 24 年 9 月 30 日
け や き 薬 局 西 所 沢 店	所沢市星の宮 1 - 1 7 - 9 煉瓦館 1 0 7	平成 24 年 10 月 31 日

有 限 会 社 ユ ・ ワ イ 薬 局 | 富 士 見 市 鶴 瀬 東 1 - 8 - 2 2 | 平 成 24 年 9 月 30 日

二 指定施術者

氏 名	住 所	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田 河 宏 晃		ア ル ク 訪 問 治 療 院	越 谷 市 南 町 3 - 2 - 3 - 1 0 2	平 成 24 年 10 月 31 日

## 告 示

埼玉県告示第六百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケイヨーデイツー東松山店

埼玉県東松山市新宿町一番三外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社ケイヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十四年六月三日

# 告 示

埼玉県告示第六百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、尾田蒔土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	根 岸 政 吉	埼玉県秩父市蒔田二千三百七十三番地
同	宮 前 實 三	同 同 二千八百七十三番地

# 告 示

埼玉県告示第千六百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、妻沼西南土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 石 川 榮 一 埼玉県熊谷市永井太田四百四十番地



# 告 示

## 埼玉県告示第千六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台七九の三、七九の四

### 二 保安林として指定された目的

耕地の防風

### 三 解除の理由

指定理由の消滅

# 告 示

埼玉県告示第六百六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市大滝字栃本サラダヲ子五六九五の一二（次の図に示す部分に限る。）、五六九五の一三

## 二 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 三 解除の理由

道路用地とするため

# 告 示

埼玉県告示第六百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、比企郡嵐山町七郷北部土地改良区からの新規土地改良事業（維持管理事業）施行及び定款変更の認可申請を平成二十四年十一月二十六日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により当該決定に係る土地改良事業計画書及び変更後の定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧期間

平成二十四年十二月三日から

平成二十五年一月七日まで

## 二 縦覧場所

嵐山町役場

# 告 示

埼玉県告示第千六百八号

熊谷市長から熊谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千六百九号

和光市から和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千六百十号

日高市長から川越都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第六百十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、  
鴻巣駅東口A地区市街地再開発組合の解散を認可した。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第六百十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 監督処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

高伸建築

埼玉県川越市宮元町六十四番地二十九

三 処分対象事務所の開設者の氏名

高澤 伸二

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（一）第一〇六四五号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。



## 告 示

埼玉県告示第六百十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

株式会社大進建築設計事務所

埼玉県加須市下高柳千六百四番地

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

株式会社大進

代表取締役 木村 進

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（七）第一〇五二号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

## 告 示

埼玉県告示第六百十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

荻野建設株式会社設計事務所

埼玉県坂戸市大字片柳千五百九十七番地

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

荻野建設株式会社

代表取締役 荻野 敏博

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（三）第九二五八号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

## 告 示

埼玉県告示第六百十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

高山建築設計事務所

埼玉県さいたま市南区大字大谷口二千五百六十九番地

三 処分対象事務所の開設者の氏名

高山 武雄

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（八）第九一七号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

## 告 示

埼玉県告示第六百十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

藤村建築設計事務所

埼玉県久喜市菖蒲町下栢間二千三百六十九番地二

三 処分対象事務所の開設者の氏名

藤村 昇

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（七）第一五〇四号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

# 告 示

埼玉県告示第六百十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

黒米イサム一級建築設計事務所

埼玉県入間市大字新久七百六十三番地

三 処分対象事務所の開設者の氏名

黒米 勇

四 処分対象事務所の種類

一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（五）第二八四六号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

## 告 示

埼玉県告示第六百十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

藤田建設興業株式会社 一級建築士事務所

埼玉県さいたま市岩槻区仲町一丁目一番二十五号

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

藤田建設興業株式会社

代表取締役 藤田 叔男

四 処分対象事務所の種類

一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（五）第二八五三号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

## 告 示

埼玉県告示第千六百十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

岡部材木株式会社建築士事務所

埼玉県北本市中央三丁目五十九番地

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

岡部材木株式会社

代表取締役 岡部 勇二

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（二）第九九六六号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

## 告 示

埼玉県告示第六百二十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

大黒屋木材工業株式会社

埼玉県鴻巣市本町四丁目九番三十号

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

大黒屋木材工業株式会社

代表取締役 細谷 利子

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（六）第二二六七号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。



## 告 示

埼玉県告示第六百二十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

加登屋建築設計事務所

埼玉県川口市青木三丁目十二番三十一号

三 処分対象事務所の開設者の氏名

酒井 悦生

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（八）第九四一号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

## 告 示

埼玉県告示第六百二十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

上田建築設計室

埼玉県行田市沓里山町十六番地二

三 処分対象事務所の開設者の氏名

上田 恵司

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（八）第九六五号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

## 告 示

埼玉県告示第六百二十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 監督処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

角山住宅研究室

埼玉県草加市栄町二丁目一番三十八号

三 処分対象事務所の開設者の氏名

角山 正栄

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（七）第一四七九号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

## 告 示

埼玉県告示第六百二十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

株式会社シニア環境設計一級建築士事務所

埼玉県所沢市北原町八百六十六番地十四

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

株式会社シニア環境設計一級建築士事務所

代表取締役 丹治 英介

四 処分対象事務所の種類

一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（一）第九五六〇号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

# 告 示

埼玉県告示第六百二十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の業務停止を命じたので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士の氏名

高澤 伸二

三 処分を受けた建築士の別

二級建築士

四 処分を受けた建築士の登録番号

埼玉県知事登録第一〇五〇二号

五 処分の内容

平成二十五年三月一日から業務停止一月

六 処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

# 告 示

埼玉県告示第六百二十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の業務停止を命じたので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士の氏名

木村 進

三 処分を受けた建築士の別

二級建築士

四 処分を受けた建築士の登録番号

埼玉県知事登録第六七三二号

五 処分の内容

平成二十五年三月一日から業務停止一月

六 処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

# 告 示

埼玉県告示第六百二十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の業務停止を命じたので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士の氏名

荻野 敏博

三 処分を受けた建築士の別

二級建築士

四 処分を受けた建築士の登録番号

埼玉県知事登録第四九五五号

五 処分の内容

平成二十五年三月一日から業務停止一月

六 処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

# 告 示

埼玉県告示第六百二十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の業務停止を命じたので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士の氏名

高山 武雄

三 処分を受けた建築士の別

二級建築士

四 処分を受けた建築士の登録番号

埼玉県知事登録第九九七八号

五 処分の内容

平成二十五年三月一日から業務停止一月

六 処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。



# 告 示

埼玉県告示第六百二十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の業務停止を命じたので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士の氏名

藤村 昇

三 処分を受けた建築士の別

二級建築士

四 処分を受けた建築士の登録番号

埼玉県知事登録第一二八一三号

五 処分の内容

平成二十五年三月一日から業務停止一月

六 処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

# 告 示

埼玉県告示第六百三十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の業務停止を命じたので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士の氏名

酒井 悦生

三 処分を受けた建築士の別

二級建築士

四 処分を受けた建築士の登録番号

埼玉県知事登録第一〇一八一号

五 処分の内容

平成二十五年三月一日から業務停止一月

六 処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

# 告 示

埼玉県告示第六百三十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の業務停止を命じたので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上田 清司

一 処分をした年月日

平成二十四年十一月十二日

二 監督処分を受けた建築士の氏名

上田 恵司

三 処分を受けた建築士の別

二級建築士

四 処分を受けた建築士の登録番号

埼玉県知事登録第六七八号

五 処分の内容

平成二十五年三月一日から業務停止一月

六 処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を設置していない。

# 告 示

埼玉県告示第千六百三十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所又は主たる事務所所在地及び氏名又は名称

住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称
埼玉県朝霞市浜崎四丁目六番五十九号	有限会社みつわ商事
埼玉県入間市小谷田一丁目十七番十九号	小山 文彦
埼玉県川口市西青木四丁目四番三十六 四〇 一号エステートK	原 和之
埼玉県川越市旭町三丁目九番地四十四	有限会社小坂商店
埼玉県川越市大字笠幡三千七百七十四番地一 エクレール笠幡三〇五号室	高田 優
埼玉県川越市大字下赤坂六百三十一番地十七	有限会社野本企画
埼玉県川越市南大塚二丁目五番地七	株式会社JUN & SHIN
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東三丁目十二 番一十六	株式会社クスノキ
埼玉県熊谷市妻沼六百六十三番地一ソフィア コートA一〇二号	株式会社ウイルビーイング
埼玉県越谷市蒲生南町十九番六号	中島 義継
埼玉県さいたま市桜区田島十丁目二十五番六 号ポレスタ―彩湖公園リーモ七〇六号	高野 順二
埼玉県坂戸市鶴舞一丁目三番二十三号	内山 二郎
埼玉県狭山市大字水野四百三十四番地十九	有限会社スズタケ
埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡二丁目十六番六号	柏木 辰夫

埼玉県草加市旭町六丁目十番十一号	株式会社千松
埼玉県所沢市大字下富六百二十三番地の十三	阿久津 小百合
埼玉県所沢市東狭山ヶ丘三丁目二千八百四十三番地の一	永瀬 一郎
埼玉県戸田市中町二丁目十番二十号	千代田 明子
埼玉県川越市仙波町四丁目二十七番地六十一	對崎 尚也
埼玉県三郷市戸ヶ崎二千三百六十一番地二	株式会社ヒューマンベース カノ
埼玉県八潮市大字南後谷四〇二番地	有限会社田商店

二 指定年月日

平成二十四年十一月十九日

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井伸二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>四一八番三地先まで</p> <p>同市大字上内間木字内川端</p>	<p>四番一地先から</p> <p>朝霞市大字台字四反田四八</p>	<p>区 間</p>
<p>二六・六四</p> <p>六六・三八</p>	<p>三八・〇〇</p> <p>五二・七七</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一九三〇・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>域の一部区域変更</p>	<p>示第千六百十九号で</p> <p>告示した道路予定区</p>	<p>備考</p> <p>平成四年十一月二十七日付け埼玉県告</p>

## 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井伸二



<p>さいたま東村山線</p>	<p>路線名</p>
<p>志木市中宗岡四丁目一七七四番一地先から 同市中宗岡四丁目一七五八番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年十一月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十三年二月十八日埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長八二・二八メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越日高線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
日高市大字高萩字南不動一九二 九番二地先から同市大字高萩字 北不動一九一六番二地先まで		区 間
一〇・四〇 一一・三〇	一〇・四〇 一三・六〇	敷地の幅員 (メートル)
一五・〇〇		延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉 田 学

熊谷寄居線	路線名
大里郡寄居町大字赤浜字南側下町一一七七番一地先から同町大字赤浜字南側下町一一七六番一地先まで	供用開始の区間
平成二十四年十一月三十日	供用開始の期日
延長二六・八三メートル	備考

# 告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉田 学

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷館林線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
熊谷市新島字戸井下一五番一地从 から同市肥塚字道河原上一四〇五 番一地从先まで	熊谷市筑波一丁目一二番地先から 同市肥塚字道河原上一四〇五番一 地从先まで		区 間
一七・八〇 八九・三五	一五・九四 五二・四〇		敷地の幅員 (メートル)
三八七〇・〇〇	二五二五・〇〇		延 長 (メートル)
	旧道の一部は熊谷市に引き 継ぐ予定。		備 考

# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦



<p>草加八潮三郷線</p>	<p>路線名</p>
<p>八潮市大字鶴ヶ曾根字沖通九一八番一地 先から同市大字鶴ヶ曾根字上中通七三〇番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年十一月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成一〇年三月十三日付け埼玉県告示第三百四十六号における道路区域の供用開始である。延長一・三・四〇メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

<p>姫宮停車場線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>南埼玉郡宮代町川端三丁目六九番四地先</p>	<p>供 用 開 始 の 区 間</p>
<p>平成二十四年十一月三十日</p>	<p>供 用 開 始 の 期 日</p>
<p>平成二十四年六月二十九日埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第二十 号で告示した道路予定区域の供用 開始である。延長 二・九〇メー トル</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十四年七月十一日

指令川建セ第二四 三三 号

## 二 検査済証番号

平成二十四年十一月二十一日

川建セ第二四 七一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字山下八八一番一、八八五番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井八八五番地一

吉澤 三夫

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月七日

指令川建セ第二三〇〇六三一号

二 検査済証番号

平成二十四年十一月二十二日

川建セ第二四〇〇七〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字笠原字上日向三三一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大里郡寄居町大字寄居三九九番地一 ファーストロードB 202

櫻井 貢

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

	八号	指定番号
	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
	平成二十四年十一 月八日	指定の年月日
	埼玉県入間市扇台五丁目四百六十六番一～四百六十 五番一 埼玉県入間市扇台五丁目四百六十五番四～四百六十 六番一 埼玉県入間市扇台五丁目八百四十四番七～扇台四丁 目八百六十二番二 埼玉県入間市扇台四丁目八百六十二番一～八百六十 二番九	指定に係る道路の位置
	三十一・〇〇メートル 七十六・五〇メートル 五十六・九〇メートル 二十一・五〇メートル	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
	四・〇〇メートル 六・〇〇メートル 一・三〇～十四・一〇 メートル 五・二〇メートル	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による  
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第20、21、22次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘三丁目十二ノ六 片岡 正雄

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘三丁目八百八十ノ三百六十五



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による  
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第5工区（1）建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘五丁目五ノ十 鈴木 武男

鈴木 方子

## 三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘五丁目千四百四十三ノ六十五

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による  
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第7次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘一丁目八ノ三 向 井 優

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘一丁目六百六十四ノ六百三

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による  
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第2次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘四丁目二十四ノ十七 水島 幸子

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘四丁目八百六十七ノ百六十八

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年十一月十四日

指令越建セ第二四〇〇一二三号

### 二 検査済証番号

平成二十四年十一月二十二日

越建セ第四三二一七号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田三丁目八百八十八番三、八百九十番四、八百九十一番一、八百九十番三（二工区）

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田三丁目四番十八号

加藤 ぬゐ子

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第四十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

灯油 JIS 1号 590,000リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当

埼玉県熊谷市板井 1696 番地

(2)埼玉県立がんセンター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地

(3)埼玉県立小児医療センター事務局管財担当

埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

(4)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2

3 落札者を決定した日

平成 24 年 11 月 20 日

4 落札者の氏名及び住所

関彰商事株式会社 エネルギー事業本部関東第 1 支店

埼玉県久喜市江面 1663-1

5 落札金額

43,241,100 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 24 年 10 月 26 日

# 告 示

埼玉県選管告示第七十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十四年十二月四日 午後七時

二 場所 埼玉県庁第三庁舎講堂

三 議題

ア 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院議員総選挙について

イ その他

# 告 示

埼玉県労働委員会告示第四号

当委員会は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき、平成二十四年度あつせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県労働委員会会長 馬 橋 隆 紀



氏名	現職	主要経歴
馬橋 隆紀	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉弁護士会会長
満木 祐子	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県男女共同参画苦情処理委員
大原 薫	埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県国体・国際スポーツ大会局長
石田 眞	早稲田大学大学院法務研究科長、 埼玉県労働委員会公益委員	早稲田大学大学院法務研究科教授 (現職)
飯塚 肇	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉弁護士会副会長
中澤 範夫	情報産業労働組合連合会埼玉県協議会議長、 埼玉県労働委員会労働者委員	N T T労働組合北関東総支部執行委員長 (現職)
柴田 泰彦	埼玉県労働組合連合会議長、 埼玉県労働委員会労働者委員	新座市教職員組合副委員長
小林 直哉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長、 埼玉県労働委員会労働者委員	J A M北関東埼玉県連絡会会長 (現職)
金井 浩	電機連合埼玉地方協議会議長、 埼玉県労働委員会労働者委員	埼玉日本電気労働組合執行委員長 (現職)
松井 健	U A ゼンセン埼玉県支部長、 埼玉県労働委員会労働者委員	埼玉地方最低賃金審議会委員(現職)
鹿島 利友	株式会社鹿島技研代表取締役、 埼玉県労働委員会使用者委員	川口鑄物工業協同組合理事
坂田 秋雄	坂田自動車工業株式会社代表取締役社長、 埼玉県労働委員会使用者委員	岡部商工会会長
北風 良雄	埼玉県労働委員会使用者委員	ボッシュ株式会社執行役員人事部門長
安藤 嘉明	株式会社佐伯工務店代表取締役社長、 埼玉県労働委員会使用者委員	さいたま商工会議所副会頭(現職)
根岸 茂文	社団法人埼玉県経営者協会専務理事兼事務局長、 埼玉県労働委員会使用者委員	埼玉地方最低賃金審議会委員(現職)
田中 寿	埼玉県労働委員会事務局長	埼玉県教育局教育総務部副部長
秋葉 典和	埼玉県労働委員会副事務局長兼審査調整課長	埼玉県総務部統計課長
杉田 敏	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	埼玉県総務部学事課主幹
赤松 隆裕	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	埼玉県環境部環境政策課主幹
菊池 まり	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	埼玉県総務部総務事務センター主査
中島 浩之	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	埼玉県産業労働部勤労者福祉課主査
新船 洋一	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	埼玉県福祉部福祉監査課福祉施設監査員
江森 昌子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	埼玉県企業局総務課主査

**正 誤**

埼玉県労働委員会告示第一号（平成二十四年七月六日第二千四百四号）中訂正

告示番号

誤

第一号

正

第二号

# 正 誤

埼玉県労働委員会告示第二号（平成二十四年七月六日第二千四百四号）中訂正

告示番号

誤

第二号

正

第三号